

第5回 阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会 議事要旨

日 時： 平成21年8月26日（水）午後1時30分から午後3時20分

場 所： 阿南市役所 第3会議室

1. 開会
2. 審議会委員出欠状況報告
阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会条例第6条第2項の
会の成立についての報告（委員20名のうち17名出席）
3. 議事録署名人の選出
会長より2名選出
4. パブリックコメントの結果報告
提出された意見の読み上げ
5. 事務局より今回の審議内容について説明
答申（案）について
6. 審議
答申（案）を基に、内容を検討する
7. 閉会

【主な意見】

（委員） 使用料金単価の表示を「使用料金の平均単価」にした方が、分かりやすい。

（委員） 但し書きの中の表示を、「できる限り安価な設定」にした方が良い。

（委員） 20 m³当たりの一般家庭用使用料金の表現は、消費税等の関係から「3, 000円」より「3, 000円程度」が良い。

（委員） 使用水量と排除する汚水量が著しく異なる場合については、規則等で決めた方が良いのではないかと。

（委員） 助成金等の施策を積極的に進めていく内容を盛り込んだ方が良い。

【主な質疑応答】

（委員） 使用料金単価の上限である185円で20 m³使用したとすると、3, 700円になるので「20 m³当たりの使用料金が3, 000円」の表現は、混乱するのではないですか。

（事務局） 1 m³当たりの使用料金単価とは、累進制を採用した料金表により、実際に入金される使用料収入を処理水量で割った平均使用料金単価です。

一方、20 m³当たりの使用料金というのは、一般家庭が1箇月に使う水量の目安として表示してあります。

1箇月で20 m³使用した時に、使用料金が3,000円程度になるような料金表を設定することが適当、という意味です。

(委員) 使用水量と排除する汚水量が著しく異なる場合とは、どういうケースですか。

(事務局) 豆腐屋とか製氷業など、水道等を使用しているにも関わらず、下水道に流す汚水が極端に減ってしまうケースがあります。そういう場合には、考慮する必要がある、ということです。

(委員) 下水道の普及や接続するための援助は、条例や規則などに入れる予定ですか。

(事務局) まだ、詳細は決まっていますが、平成23年の供用開始までには決定します。